

平成24年度組織機構の見直しについて（概要）

1 実施時期

平成24年4月1日

2 見直しの基本方針

本市では、「市民本位の政策主導型組織への転換」を基本理念とし、効率的な組織体制の整備を計画的に進めることとしている。

平成24年度においても、引き続き、政策主導型組織の機能性と実効性を高める観点から、行政組織の見直しを実施する。

3 見直しの概要

- (1) 【部課制から局課制への変更】
- (2) 産業，文化，観光，スポーツを所掌する組織の再編
【創造都市推進局の設置】
- (3) 多核連携型コンパクト・エコシティ推進体制の強化
【コンパクト・エコシティ推進部の設置】
- (4) 環境施設対策の推進体制の充実【環境施設対策課の設置】
- (5) ユニバーサルデザインの推進【ユニバーサルデザイン推進室の設置】
- (6) 「危機管理センター（仮称）等」整備への対応
【危機管理センター整備室の設置】
- (7) 「こども未来館（仮称）」整備への対応【こども未来館整備室の設置】
- (8) 病院局組織体制の見直し【高松市民病院事務局 経営企画課の設置】
- (9) 上下水道局組織体制の見直し【財産契約室・水質管理センターの設置】

4 見直しの内容

(1) 「部課制」から「局課制」への変更

【平成23年11月25日定例記者会見において公表済】

市長部局における組織構成について、病院局，上下水道局等他部局との統一を図る観点から、現在の「部課制」を，組織の基本構成を局・課とする「局課制」に改めることとし，必要に応じて局の中に「部」を設置する。

これに併せて，局の名称を一部変更するとともに，局の中に設置する部組織の見直しを行う。

(主な見直し内容)

- ・ 現行の「部」を「局」に改める。
- ・ 現在の「財務部」を，財政運営全般を所管するという観点から「財政局」に改め，同局の中に新たに「税務部」を設置し，「納税課」，「市民税課」および「資産税課」を所管する。
- ・ 健康福祉部の「こども未来局」を「こども未来部」に改め，現行の「子育て支援課」，「こども家庭課」および「こども園運営課」を所管する。

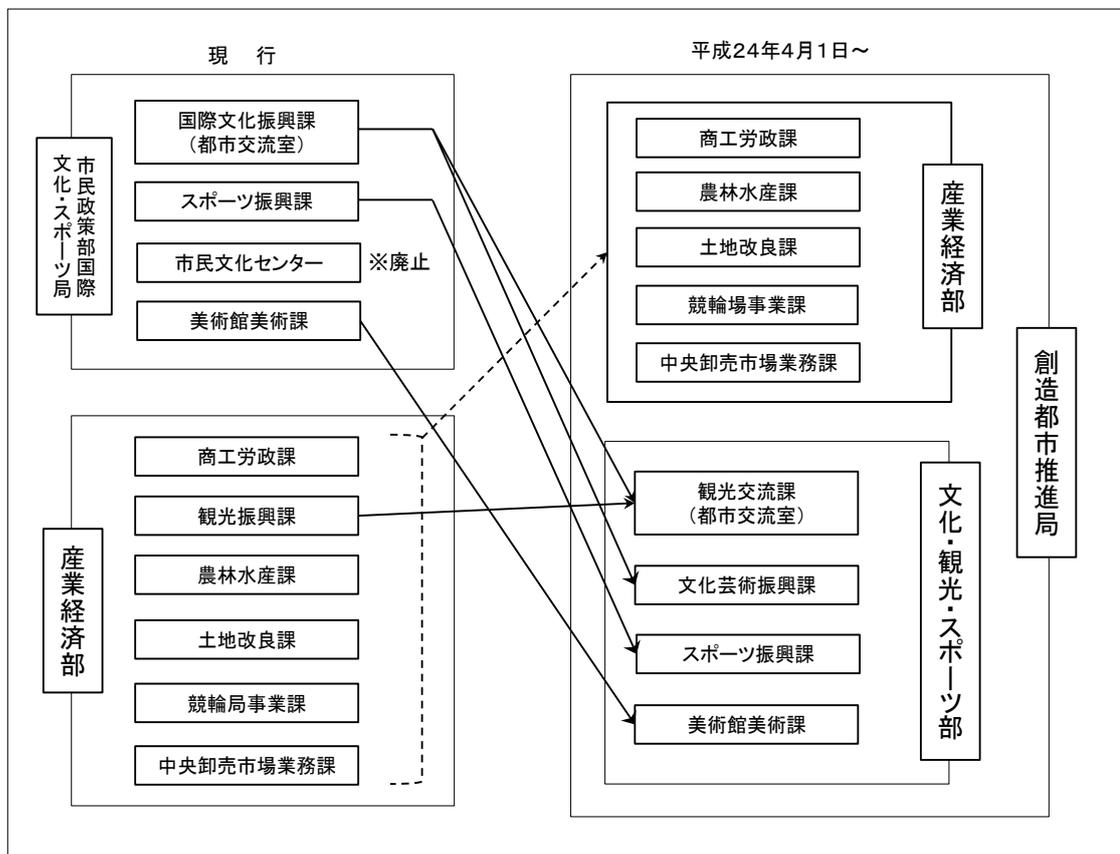
(2) 創造都市推進局の設置

【平成23年11月25日定例記者会見において公表済】

産業・文化の振興や観光客などの交流人口の増加等により、地域社会の活性化や経済基盤の安定を図るためには、都市の個性や魅力を生かしたブランドイメージを向上させることが効果的であることから、本市のブランドイメージを確立し、広く発信していくシティプロモーションを積極的に展開するため、産業、ものづくり、文化、観光、スポーツなどに関する施策を一元化する組織として、新たに「創造都市推進局」を設置する。

(主な再編内容)

- ・ 現在の「産業経済部」と「市民政策部国際文化・スポーツ局」の組織を再編し、新たに「創造都市推進局」を設置する。
※「国際文化・スポーツ局」の「市民文化センター」は、平成24年3月の閉館に伴い廃止する。
- ・ 「創造都市推進局」の中に新たに「産業経済部」、「文化・観光・スポーツ部」を設置する。「産業経済部」は「商工労政課」、「農林水産課」、「土地改良課」、「競輪場事業課」および「中央卸売市場業務課」の5課を所管し、「文化・観光・スポーツ部」は、「観光交流課」、「文化芸術振興課」、「スポーツ振興課」および「美術館美術課」の4課を所管する。
※「国際文化振興課」内の「都市交流室」を現在の「観光振興課」に移管することとし、これに伴い、「観光振興課」を「観光交流課」に、「国際文化振興課」を「文化芸術振興課」に改める。



【平成23年11月公表時の内容との主な変更点】

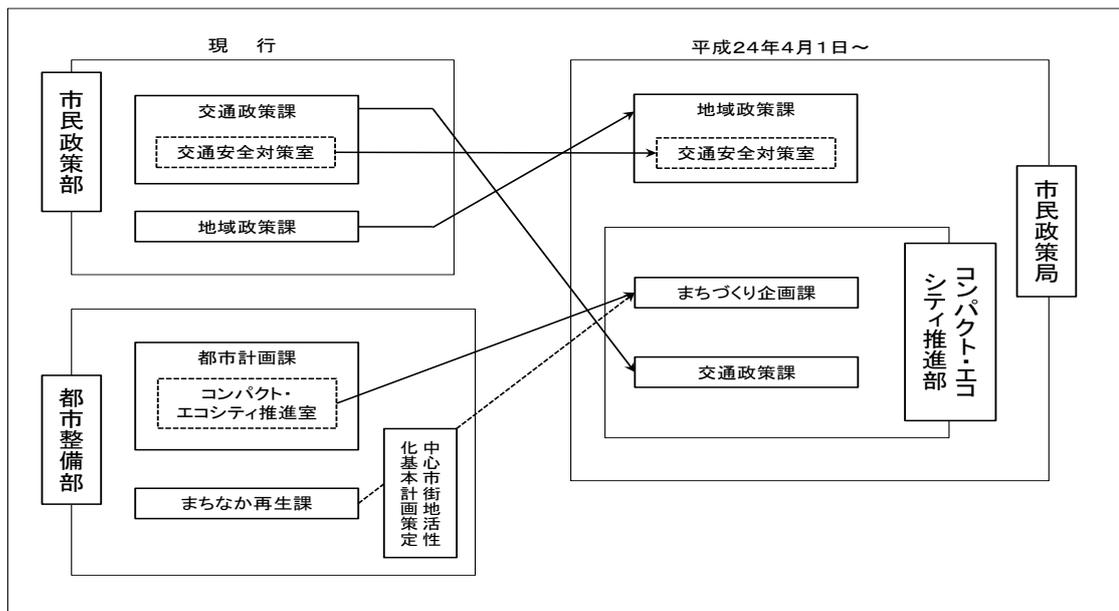
- 産業に関する施策と、文化・観光・スポーツに関する施策との相互連携を図る観点から、創造都市推進局の中に、産業振興を所管する「産業経済部」を設置することとし、これに伴い、創造都市推進局内の所管部の構成を再検討し、予定していた「観光交流部」および「芸術文化・スポーツ部」の2部を「文化・観光・スポーツ部」の1部体制へと変更する。

(3) コンパクト・エコシティ推進部の設置

多核連携型コンパクト・エコシティの実現に向け、今後、都市機能等の集約拠点への誘導策等の検討を踏まえたコンパクト・エコシティ推進計画の策定や、総合都市交通計画の推進に全庁的に取り組むため、市民政策局の中に新たに「コンパクト・エコシティ推進部」を設置する。

(主な見直し内容)

- 都市整備部都市計画課「コンパクト・エコシティ推進室」を廃止し、新設する市民政策局「コンパクト・エコシティ推進部」の中に「まちづくり企画課」を設置するとともに、同部において「交通政策課」を所管する。
※これに伴い、総合的な企画・調整を所掌する市民政策部「企画課」を「政策課」に名称変更する。
- 「まちづくり企画課」では、中心市街地を含めた集約拠点への都市機能等の集積を図るための施策の企画・調整を所掌することから、「まちなか再生課」が所管する「中心市街地活性化基本計画の策定事務」を「まちづくり企画課」へ移管する。
- 交通政策課が所管している「交通安全対策事業」については、地域コミュニティとの連携のもと地域ぐるみで取り組むことが効果的であることから、交通政策課「交通安全対策室」を地域政策課に移管する。



(4) 環境施設対策課の設置

西部クリーンセンターの長寿命化の取組など、環境施設対策の着実・効率的な実施に的確に対応するため、現在の環境総務課「環境施設対策室」を廃止し、新たに「環境施設対策課」を設置する。また、同課の執務場所は、西部クリーンセンター内とする。

(5) ユニバーサルデザイン推進室の設置

年齢、性別、身体的能力等の違いにかかわらず、すべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、サービス等を計画、設計するという、「ユニバーサルデザイン」の考え方を本市のさまざまな施策に取り入れるとともに、市民や民間団体等にその考え方の浸透を図るなど、ユニバーサルデザインの推進に全庁的かつ総合的に取り組むため、政策課に「ユニバーサルデザイン推進室」を設置する。

(6) 危機管理センター整備室の設置

自然災害等に対する危機管理や災害等発生時における対応能力の向上を図るため、常設の災害対策本部機能を整備することにあわせ、関連する消防局機能のほか、上下水道局機能も併設した「危機管理センター（仮称）等」の整備に対応するため、財産活用課に「危機管理センター整備室」を設置する。

また、財産活用課「公有財産管理室」を「財産管理室」に名称変更する。

(7) こども未来館整備室の設置

平成24年3月の市民文化センターの閉館に伴い、子どものための施策、事業を実施するための施設に特化した「こども未来館（仮称）」の整備に対応するため、子育て支援課に「こども未来館整備室」を設置する。

併せて、市民文化センター所管の「平和記念室事業」について、関連事業を所管する人権啓発課に移管する。

(8) 病院局 高松市民病院事務局 経営企画課の設置

病院事業における経営実態を的確に分析し、企画提案機能を強化するため、より実効性のある経営戦略を立案できる組織として、「経営企画課」を設置する。

(9) 上下水道局 財産契約室・水質管理センターの設置

平成23年度の上下水道部門の組織統合により設置した上下水道局において、下水道事業の工事に関する入札・契約・検査業務を財務部契約監理課から移管することに伴い、同業務の適正な執行を行うため、財務管理課に「財産契約室」を設置する。

また、上下水道局および市長部局における水質検査業務の一元化を推進する観点から、検査業務の効率的な業務執行体制を確保するため、浄水課に課内室として「水質管理センター」を設置する。

5 組織数の増減

平成23年 4月： 12部 2局 94課 20課内室

平成24年 4月： 12局 5部 96課 23課内室

区分	増	減	増減
局 (現在の部)	+ 1 ・創造都市推進局	- 1 ・産業経済部	0
部 (現在の局)	+ 4 ・コンパクト・エコシ ティ推進部 ・税務部 ・産業経済部 ・文化・観光・スポーツ 部	- 1 ・国際文化・スポーツ局	+ 3
課	+ 5 ・まちづくり企画課 ・環境施設対策課 ・観光交流課 ・文化芸術振興課 ・病院局経営企画課	- 3 ・国際文化振興課 ・市民文化センター ・観光振興課	+ 2
課内室	+ 5 ・政策課 ユニバーサルデザイ ン推進室 ・財産活用課 危機管理センター整 備室 ・子育て支援課 こども未来館整備室 ・上下水道局 財務管理課 財産契約室 ・上下水道局 浄水課 水質管理センター	- 2 ・環境総務課 環境施設対策室 ・都市計画課 コンパクト・エコシ ティ推進室	+ 3